

初回完全無料のつもりが定期購入に。

【相談事例】

無料動画を視聴中、「初回完全無料」と記載されたダイエットサプルの広告が表示されたので、無料ならばと思い注文した。

数日後、注文した商品が届いた。

追加注文するつもりはなかったが、最初に商品が届いた日の1ヶ月後にまた同じ商品が自宅に届いた。

不思議に思い事業者に連絡すると、「計4回の定期購入の契約となっています。初回以外は有料です。」と言われた。

無料と書いてあったから注文したので、返品したい。

【市民の方へのアドバイス】

通信販売にはクーリング・オフ制度がなく、画面上に表示されている条件に従うことになります。

契約時には、広告画面を印刷したり、スクリーンショットで画面の表示状況を撮影するなどの慎重さが求められます。

「定期購入だとは知らなかった。」「商品が届いたけど気に入らない。」などという理由で契約を解除できるわけではありません。

購入の際は、「定期購入が条件となっていないか。」「支払い総額はいくらくらいになるのか。」「解約返品の条件は何か。」等を確認して注文しましょう。

合志市消費生活センター

電話番号：096-248-5442

相談受付時間：10時～16時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

時間外の場合は、「188（消費者ホットライン）」をお願いいたします。